

## 生駒市規則第20号

生駒市職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

生駒市長 山下 真

### 生駒市職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年6月生駒市条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 条例第5条第1項の申請は、配偶者同行休業承認申請書（様式第1号）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第4条 条例第7条第2号の規則で定めるものは、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）別表第2の6の項及び7の項で定める場合における特別休暇とする。

(届出)

第5条 条例第8条の規定による届出は、配偶者同行休業状況変更届（様式第2号）により行うものとする。

(職務復帰)

第6条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（職務に復帰した日後における最初の昇給日）

第7条 条例第10条第1項の規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年11月生駒市規則第6号）第12条に規定する昇給日とする。

（施行の細目）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成26年7月31日までの間に配偶者同行休業をしようとする職員に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「1月前までに」とあるのは「前日までに」とする。

様式第1号（第2条関係）

配偶者同行休業承認申請書

(任命権者) 殿		申請年月日		年	月	日	
		申請者 所 属		職・氏名			
		⑩					
次のとおり		配偶者同行休業の承認を申請します。					
		期間の延長					
1 申請の区分		<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）					
申請に係る配偶者	氏名						
	職業						
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )					
	外国滞在事由						
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )					
	外国滞在事由の継続する期間	年	月	日から	年	月	日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)							
4 申請期間		年	月	日から	年	月	日まで
5 延長の期間		年	月	日から	年	月	日まで
既に配偶者同行休業をしている期間		年	月	日から	年	月	日まで
6 備考							

- (注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

配偶者同行休業状況変更届

届出年月日 年 月 日

(任命権者) 殿

届出者 所 属

職・氏名 ㊟

次のとおり、配偶者同行休業の状況について変更が生じたので届け出ます。

- 配偶者と同居しなくなった。
  - 配偶者が死亡した。       配偶者が職員の配偶者でなくなった。
  - 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が休業の承認要件に該当しなくなった。
- 産前産後の特別休暇を取得することとなった。
  
- 配偶者同行休業承認申請書に記載の以下の事項が変更となった。
  - 配偶者の氏名       配偶者の職業
  - 外国滞在事由       外国滞在事由の継続する期間
  - 外国滞在中の住所       休業中の連絡先

.....(変更前).....

.....(変更後).....

発生日 年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入すること。